

議案第 23 号

鯖江市税条例の一部改正について

鯖江市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

地方税法施行令の一部改正および国民健康保険事業の適正な運用を図るため、国民健康保険税率等の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市税条例の一部を改正する条例

鯖江市税条例（昭和30年鯖江市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第151条第1項中「100分の5.7」を「100分の5.9」に改める。

第152条中「100分の16」を「100分の11」に改める。

第154条第1号中「第174条」を「第174条第1項」に改める。

第155条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第156条中「100分の4」を「100分の3」に改める。

第158条第1号中「5,800円」を「6,300円」に改め、同条第2号中「2,900円」を「3,150円」に改め、同条第3号中「4,350円」を「4,725円」に改める。

第159条中「100分の1.8」を「100分の1.9」に改める。

第160条中「100分の4」を「100分の2」に改める。

第166条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第174条第1号中「世帯主ならびに当該世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者につき算定した」を削り、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号エ(ア)中「4,060円」を「4,410円」に改め、同号エ(イ)中「2,030円」を「2,205円」に改め、同号エ(ウ)中「3,045円」を「3,308円」に改め、同条第2号中「世帯主ならびに当該世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号エ(ア)中「2,900円」を「3,150円」に改め、同号エ(イ)中「1,450円」を「1,575円」に改め、同号エ(ウ)中「2,175円」を「2,363円」に改め、同条第3号中「世帯主ならびに当該世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号エ(ア)中「1,160円」を「1,260円」に改め、同号エ(イ)中「580円」を「630円」に改め、同号エ(ウ)中「870円」を「945円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に

掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

| | |
|------------------------|----------|
| ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 | 4, 260円 |
| イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 | 7, 100円 |
| ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 | 11, 360円 |
| エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 | 14, 200円 |

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

| | |
|------------------------|---------|
| ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 | 1, 140円 |
| イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 | 1, 900円 |
| ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 | 3, 040円 |
| エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 | 3, 800円 |

第174条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額および」」に、「次号および第3号において同じ。」を「次号および第3号において同じ。）および」に改める。

附則第21条中「第174条」を「第174条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第21条の2、第22条、第24条から第24条の4までおよび第25条から第29条までの規定中「第174条」を「第174条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(国民健康保険税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の鯖江市税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。